

公費解体等の追加申請の相談・受付について

I 町に解体・撤去を依頼する場合（公費解体）

所有者の申請により、石川町が所有者に代わって解体・撤去を行う制度です。

＜対象となる家屋等の要件（国の補助要件）＞

次のすべてを満たす必要があります。

- (1) り災証明書で半壊以上の判定を受けたもの（全壊、大規模半壊、半壊等が対象）
なお、非住家等の証明で浸水区分が「浸水有」の場合でも半壊相当（住家の床上浸水と同等と思われる）被害が確認できる場合は、対象となる可能性があるのでご相談ください。
- (2) 所有者が個人又は中小企業基本法第2条に該当する中小企業者であること
（ただし公害等の環境汚染等が生じている家屋等の場合は、除く。）
- (3) 家屋等をすべて解体・撤去するもの
家屋等の一部のみの解体やリフォームは対象になりません。また、基礎杭及び地下室や、室内のタンス・電化製品等の備品などの解体撤去は、対象となりません。なお、受付後すぐに解体撤去を行うものではありません。

■相談・受付期間等について

- 相談・受付期間 令和2年8月20日（木）から令和2年9月30日（水）まで
ただし、土日祝日は除きます。
- 受付時間 午前9時00分から午前11時30分、午後1時から午後4時00分まで
- 相談・受付場所 役場1階北側 特設申請受付・相談コーナー（生活環境課前）

■申請に必要な書類（受付後の対象物件審査で確定したのちに提出していただきます）

- ①申請書（実印押印、印鑑登録証明書添付）
- ②申請者の身分証明書（運転免許証等）の写し
- ③り災証明書の写し
- ④建物配置図
- ⑤登記事項全部事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明）
- ⑥被災状況がわかる写真
- ⑦その他

申請を委任する場合、共有者がいる場合、相続登記をしていない場合等は、追加の書類が必要となります。

詳細につきましては、特設申請受付・相談コーナーまで、ご相談にお越しください

- その他 上記の(1)の被害が半壊相当まで達していない場合でも「カビやにおい」等により生活環境上支障が生じている場合であって、(3)により家屋を解体する場合には一度相談ください

* お問い合わせ先：生活環境課 環境対策係 26-9122
（裏面もあります）

Ⅱ 既に自らの費用負担で解体・撤去し、その費用の償還を町に申請する場合（自費解体）

自らの費用負担で解体・撤去された方に費用の償還を行う制度です。

ただし、限度額内での算定となりますので、解体・撤去に要した費用の全額を償還するものではありません。

＜対象となる家屋の要件（国の補助要件）＞

次のすべてを満たす必要があります。

- (1) り災証明書で半壊以上の判定を受けたもの（全壊、大規模半壊、半壊等が対象）
なお、非住家等の証明で浸水区分が「浸水有」の場合でも半壊相当（住家の床上浸水と同等と思われる）被害が確認できる場合は、対象となる可能性があるのご相談ください。
- (2) 所有者が個人又は中小企業基本法第2条に該当する中小企業者であること。
（ただし公害等の環境汚染等が生じている家屋等の場合は、除く。）
- (3) 家屋等をすべて解体・撤去したもの
家屋等の一部のみの解体やリフォームは対象になりません。また、基礎杭及び地下室や、室内のタンス・電化製品等の備品などの解体撤去は対象となりません。
なお、受付後すぐに償還されるものではありません。

■相談・受付期間等について

- 相談・受付期間 令和2年8月20日（木）から令和2年9月30日（水）まで
ただし、土日祝日は除きます。
- 受付時間 午前9時00分から午前11時30分、午後1時から午後4時00分まで
- 相談・受付場所 役場1階北側 特設申請受付・相談コーナー（生活環境課前）

■申請に必要な書類（受付後の対象物件審査が確定したのちに提出していただきます。）

- ①申請書（実印押印、印鑑登録証明書添付）
- ②申請者の身分証明書（運転免許証等）の写し
- ③り災証明書の写し
- ④建物配置図
- ⑤登記事項全部事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明）
- ⑥解体前・解体中・解体後の状況がわかる写真
- ⑦解体家屋の解体証明書（解体業者が作成したもの）
- ⑧解体に係る見積書、契約書、費用の内訳がわかる書類、領収書の写し
- ⑨解体に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票E票）の写し※マニフェストE票：
廃棄物の処理が適正に実施されたことを確認する書類
- ⑩その他

申請を委任する場合、共有者がいる場合、相続登記をしていない場合等は、追加の書類が必要となります。

* 詳細につきましては、特設申請受付・相談コーナーまで、ご相談にお越しください

* お問い合わせ先：生活環境課 環境対策係 26-9122